

京都市訓令甲第 1 号
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年4月18日

京都市長 門 川 大 作

別表第2市税事務所納税室長の項に次の1号を加える。

- (3) 所属職員に対する検査吏員証，滞納者財産差押吏員証及び検税吏員証の交付に関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)